

# 市報ちょうふ「市民の広場」欄 掲載基準

## 掲載の趣旨

市報ちょうふ「市民の広場」に掲載できる団体は、調布市民の自発的な活動で、かつ参加する市民が主体となって活動するアマチュアサークル・団体など(以下「サークル等」という)です。

サークル等が主催する催し物や活動発表会、各種講座など、市民の皆さんが気軽に参加することができるものを紙面で紹介し、市民同士の交流につなげることを目的としています。

## 掲載基準

市民の広場には、サークル等の「会員募集」欄と「催し物」欄があります。掲載を希望する場合、以下の基準を満たしているかご確認ください。

### 1 会員の半数以上が調布市民で構成されたサークル等である(申請者は調布市民でなくても可)

#### 【次の項目に当てはまる場合は掲載できません】

- 政治・宗教・営利を目的とするもの、またはそれに準ずるもの(バザーなどの収益が申込人の収入につながる場合は営利目的とみなします)
- 法人及びその支部にあたる団体
- 講師・先生など、指導する人が運営・経営している教室など(生徒(会員)を集めるもの)
- 会員資格に、サークルの趣旨に照らして不適切な制限があり、市民一般に開かれていないもの

### 2 サークル等の会費・活動期間・場所などが以下の基準をすべて満たすこと

- ① 入会金が3,000円以下である
- ② 月会費または一月あたりに支払う費用が3,000円以下である
- ③ 活動を始めてから、3カ月以上が経過している
- ④ 活動場所が、広く一般に貸し出している公共施設等(寺院、教会等で一般に貸し出しを行っている施設も可)である。調布市外の公共施設等の場合、市域から離れていない

### 3 サークル等の「催し物」の内容が以下の基準を満たすこと

- ① 費用が無料である(材料費、資料代、茶菓子代、保険料、機材費、施設等使用料は除く)
- ② 催し物の会場が、広く一般に貸し出している公共施設等である(寺院、教会等で一般に貸し出しを行っている施設も可。市外の公共施設等の場合、市域から離れていない)
- ③ 宿泊を伴わない

## 掲載回数

- 1 市報1号につき1団体あたり1件(催し物と会員募集を同じ号で掲載することは不可)です。
- 2 前回の掲載から、催し物は2カ月、会員募集は6カ月が経過していることが条件となります。
- 3 催し物の掲載は、1つの催し物につき1回のみ(市民の広場欄以外で掲載している場合も含む)となります。

## 掲載申込書の提出方法と提出期限

掲載申込書(市役所4階広報課で配布または市ホームページから印刷)を市報発行日(毎月5日と20日。但し1月は20日のみ)の1カ月前(土・日曜日、祝日にあたる場合はその前の平日)までに、広報課へ持参するか、ファクス(042-489-6411)で提出してください。

※ ファクスで申し込まれた場合、必ず締切日までに送信後に電話でご連絡ください。電話連絡がない場合、申し込みは無効になります。メール及び郵送による申し込みは受け付けていません。

## 掲載内容の決定

市報発行日の2週間前頃に、掲載申出書に記載してある問い合わせ先に、内容確認の電話をさせていただきます。この確認をもって掲載決定となります。

## その他

- 1 活動内容や目的が掲載の趣旨に反すると認められるものは、掲載をお断りする場合があります。
- 2 催し物の掲載内容についての責任は、すべて主催者が負うものとします。
- 3 実際の開催・活動内容が、掲載内容と異なっていることが判明した場合、次回掲載をお断りさせていただきます。
- 4 会場の使用頻度などを当該施設に確認させていただく場合があります。

## 問い合わせ

調布市行政経営部広報課（市役所4階）  
〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1  
電話：042(481)7301 FAX：042(489)6411

掲載希望号	受付印
月 日	
催し物・会員	